

北陸大学の動物実験施設における緊急時対応マニュアル

本マニュアルは「北陸大学動物実験規程」第25条に基づき、動物実験施設における災害発生時（地震、火災、水害等）に取るべき対応について定めたものである。

1. 災害発生時の対応

1) 初期対応

- ・災害発生時には、まず身体の安全確保を最優先に行うこと。
- ・火災及び地震発生後の火災対応には、災害規模が小さければ初期消火等を行うこと。

2) 実験中の動物への対応

- ・災害発生時には、身体の安全確保を行った後、動物が逸走しないよう飼育室、実験室の扉を閉めること。
- ・動物をケージから出していた場合はケージに収容し、床あるいは飼育棚に戻すこと。
- ・動物の処置中に災害が発生し、処置中の動物を放置して避難せざるを得ない場合は、当該動物を安樂死処分すること。

3) 使用中の機器への対応

- ・運転を緊急停止すること。

4) 使用中の薬品への対応

- ・落下しないよう床に置く等の処置をすること。

5) ガス・電気・水道・酸素ボンベ等への対応

- ・直ちに使用を中止し、元栓等を閉栓すること。

6) 飼育室・実験室からの脱出

- ・脱出時には、動物が逃亡しないように必ず扉を閉めること。

7) 災害発生の通報

① 平日勤務時間であった場合

- ・災害発見者（飼養者・実験実施者等）は、災害状況を動物実験責任者に連絡すること。
- ・動物実験責任者は災害状況を確認し、薬学総務課に連絡すること。
- ・薬学総務課担当者は災害状況を確認し、実験動物管理者に連絡すること。
- ・実験動物管理者は災害状況を確認した後、適切な処置を動物実験責任者に指示すること。

② 平日勤務時間外、休日であった場合

- ・災害発見者及び実験従事者、動物実験責任者は災害状況を警備室担当者に連絡すること。
- ・警備室担当者は災害状況を確認し、実験動物管理者（不通な場合は動物実験委員長に連絡し、適切な指示を受け対応すること。
- ・後日、実験動物管理者は災害状況を確認した後、動物実験委員長及び管理者（学部長）に災害状況を連絡すること。

8) 動物実験施設外への脱出

- ・近くの出入口もしくは非常口を使用して脱出すること。

- ・脱出時には開けた扉は必ず閉めること。
- 9) 関係者への安否の確認
- ・関係者の安否の可否については職員同士で確認すること。
- 10) 動物実験施設への状況報告
- ・実験動物管理者は飼育室、実験室の状況に関して、動物実験委員長及び管理者(学部長)まで報告すること。
- 11) 災害後の機器の点検
- ・動物実験施設の安全が確認された後、実験機器について点検し、正常運転が可能であるかを確認すること。
- 12) 災害後の動物の確認
- ・動物実験管理者は建物の安全確認後、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、対応を検討すること。
 - ・実験動物の野外への逸走がある場合は、動物実験管理者、動物実験委員会及び関係各所と協議の上、対応を行うこと。
- 13) その他
- ・その他必要と考えられる措置がある場合は、動物実験管理者に連絡すること。
- 14) 緊急連絡網および緊急時の指揮・命令系統
- ・緊急時には緊急連絡網を従って連絡、報告、対応を実施すること。

2. 被災後の復旧対応

- 1) 初期対応及び災害発生から1週間以内に行うこと。
- ・災害発生時には、まず身体の安全確保を行い、災害規模が小さければ初期消火等の対応を行う。ただし、身体の安全確保を第一とし、災害の程度に応じて対応すること。
 - ・発生した災害の規模によって、発生当日すべてのことに対応することは困難と思われること。
そのため、以下の項目について、対応可能な事項から順次実施すること。
- ① 安否・出勤の確認及び対応の協議
- ・出勤できた教職員は、緊急連絡網に従い、実験動物管理者、動物実験委員長、及び学長等と連絡を取ること。
 - ・被害状況が甚大で直ちに復旧不可能と思われる場合でも、身体の危険が無いならば、連絡が取れるまで 施設内あるいは施設付近で待機し、対応を協議すること。
- ② 施設全体の被害状況の概要把握
- ・動物実験管理者の指揮の下、職員は被害状況（人身事故の有無、動物への被害、建物・設備等の被害、ライフラインの状態、物的・人的援助の必要性、その他）の把握を行うこと。被害状況の調査は二人一組で行い、ヘルメット等の安全装備を装着して行うこと。被害が認められた場合には、カメラやビデオ等で記録を残すと共に、被害状況を速やかに動物実験委員長及び学長及び関係部署に報告すること。
- ③ 会議室等に対策本部を設置
- ・会議室等に対策本部を設置し、1つの作業が終了する度に集合し、全体作業の進行状況を把握

しながら次の作業の指示を出すこと。

④ 動物の逸走の有無の確認

- ・飼養保管施設内における動物の逸走の有無を確認すること。
- ・飼養保管施設内に逸走動物がいた場合には、元のケージに収容する。元のケージが判別不可能な場合には、新しいケージに収容し、後日飼養保管施設で動物を飼養している実験動物責任者に連絡を取り、逸走した動物を確認して戻すこと。
- ・飼養保管施設外へ逃亡していることが判明した場合には、直ちに出勤者全員に連絡し、逃亡動物のケージへの収容に最善を尽くすこと。
- ・逃亡した飼養保管施設の状況を確認し、逃亡可能なケージがないかを確認し、さらなる逃亡の防止を図ること。

⑤ 水道、電気、ガス、空調等の点検

- ・ガス、水道については一旦元栓を閉じること。
- ・停電により空調を使用できず、飼養保管施設の室温を適切に制御できないことが判明した場合、また断水により実験動物への給水が困難であることが判明した場合には、委託業者スタッフ、動物実験管理者や動物実験委員長等で対応を協議し、適切な実験動物の飼養に最善を尽くす。劣悪な飼養環境に長期間晒されることが明らかになった場合には、動物実験管理者や動物実験委員長等と協議して対策を検討すること。

⑥ 緊急時への準備

- ・実験動物の生命を守る施策として、緊急時に次の準備を整えておくこと。

「水の確保」

- ・断水を想定し、最低1週間分の飲水の備蓄をしておく。水は長期間の室温保存に耐えるものとすること。

「飼料備蓄」

- ・最低1ヶ月分程度の飼料の備蓄をしておく。飼料は長期間の室温保存に耐えるものとすること。

「空調機能」

- ・実験動物にできるだけ負担をかけないように、停電が生じた場合に備えて時期に応じた対応をすること（例えば、夏期は風通しのよい場所に移動させる、冬季は毛布で飼育ケージをくるむなど）。

「汚物処理」

- ・緊急時、ケージ、水飲み用ポリ瓶等が水洗できない状況を考え、ウェットティッシュ、ペーパータオル、古新聞、厚手のポリ袋、ポリ手袋などを確保しておくこと。

「防火対策」

- ・火災を想定し、平時、消火器の設置場所を確認しておくこと。

「物品・飼料等の確認」

- ・使用する器具・物品等の数量を確認し、それらをすぐに取り出せる状況にすること。
- ・通常体制へ復旧するまでの期間、給餌できる十分量の飼料があるか確認する。不足すると考えられた場合には、実験動物管理者、動物実験委員長等で対応を協議すること。

「飼養保管施設内設備の確認」

- ・飼養装置等が移動している場合には、飼養装置を正規の位置に戻すこと。

- ・ただし、地震発生当日は、給餌・給水ができる状態及び安全な状態を確保することを目的とした移動に留め、位置の調整は後日行うこと。

⑦ 「飼養動物の安楽死処分についての検討」

- ・飼養保管施設の復旧見通しを確認し、動物の健康管理や適切な飼養管理が困難になると予想される場合には、飼養動物の段階的な安楽死を実験動物管理者、動物実験委員長等と協議すること。
- ・安楽死を段階的に行うことで、飼養器具・飼養飲料水に応じた適切な動物飼養数に制限すること。

⑧ 公私立大学動物実験施設協議会や文部科学省等、石川県への状況報告

- ・地震災害発生当日あるいは翌日に一報を入れること。

2) 地震発生 1週間後以降の対応

① 飼養保管管理体制への立て直し

- ・動物への給餌・給水体制の確立
- ・汚物処理・飼養保管施設の清掃
- ・消毒等の衛生管理
- ・飼養保管設備の位置調整及び修理・修繕

② 施設機能の回復

- ・飼養保管室、動物実験室等の整理・整頓・修理・新規購入が必要な機器・物品等のリスト作成と予算要求
- ・動物実験委員会の開催（被害状況、現在の飼養管理体制の報告、復旧方針の確認、動物実験の可否等の審議）

③ 停電、断水等が長期化する場合の対応

- ・原則として、動物実験委員長等と協議のうえ対応方法を決定すること。必要と思われる場合には公私立大学動物実験施設協議会や文部科学省の担当者と協議すること。

④ マスコミや近隣住民等からの質問あるいは取材依頼等に対する対応

- ・事務局を窓口とし、動物実験委員会で協議して対応を決定すること。必要と思われる場合には、公私立大学動物実験施設協議会及び文部科学省等と協議すること。
- ・対応内容については必要に応じて公私立大学動物実験施設協議会及び文部科学省等に報告すること。

緊急時連絡網

